

岐阜市地域生活支援拠点等

「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」

(第 6 期岐阜市障害福祉計画・第 2 期岐阜市障害児福祉計画 基本理念)

令和 3 年 1 0 月

目次

1 地域生活支援拠点等の整備とは？

2 岐阜市地域生活支援拠点等の目的

3 岐阜市地域生活支援拠点等整備における5つの機能

4 岐阜市地域生活支援拠点等整備における「緊急」の定義

5 岐阜市における緊急時の対応

6 緊急時を見据えた事前準備

7 岐阜市地域生活支援拠点等整備のこれまでの取り組み

国の基本指針においては、市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

地域生活支援拠点等の機能を確保（面的整備を推進）しつつ、充実に向け、毎年度、岐阜市障害者総合支援協議会において運用状況の検証及び検討に努めます。

（第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画より）

1 地域生活支援拠点等の整備とは？

障がいのある方を地域全体で支えるサービス提供体制

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供を構築することです。

2 岐阜市地域生活支援拠点等の目的

- ・緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ・体験の機会の提供を通じて、施設や自宅からグループホーム、ひとり暮らし等への生活の場の移住をしやすい体制を整備することにより、障がいのある人の地域での生活を支援する。

3 岐阜市地域生活支援拠点等整備における5つの機能

(1) 相談

障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談支援を行う。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制や医療機関への連絡等必要な対応を行う。

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立のために、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会・場を提供する。

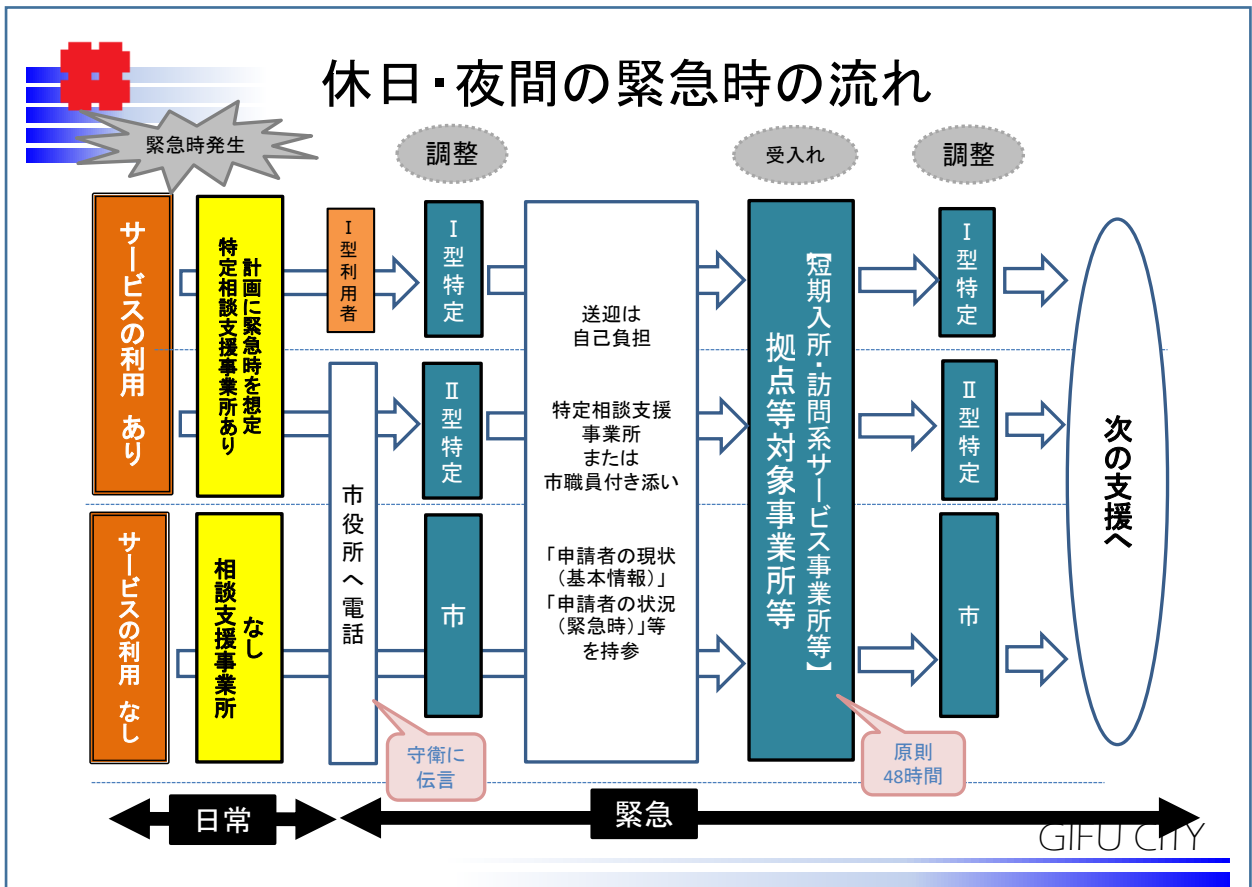
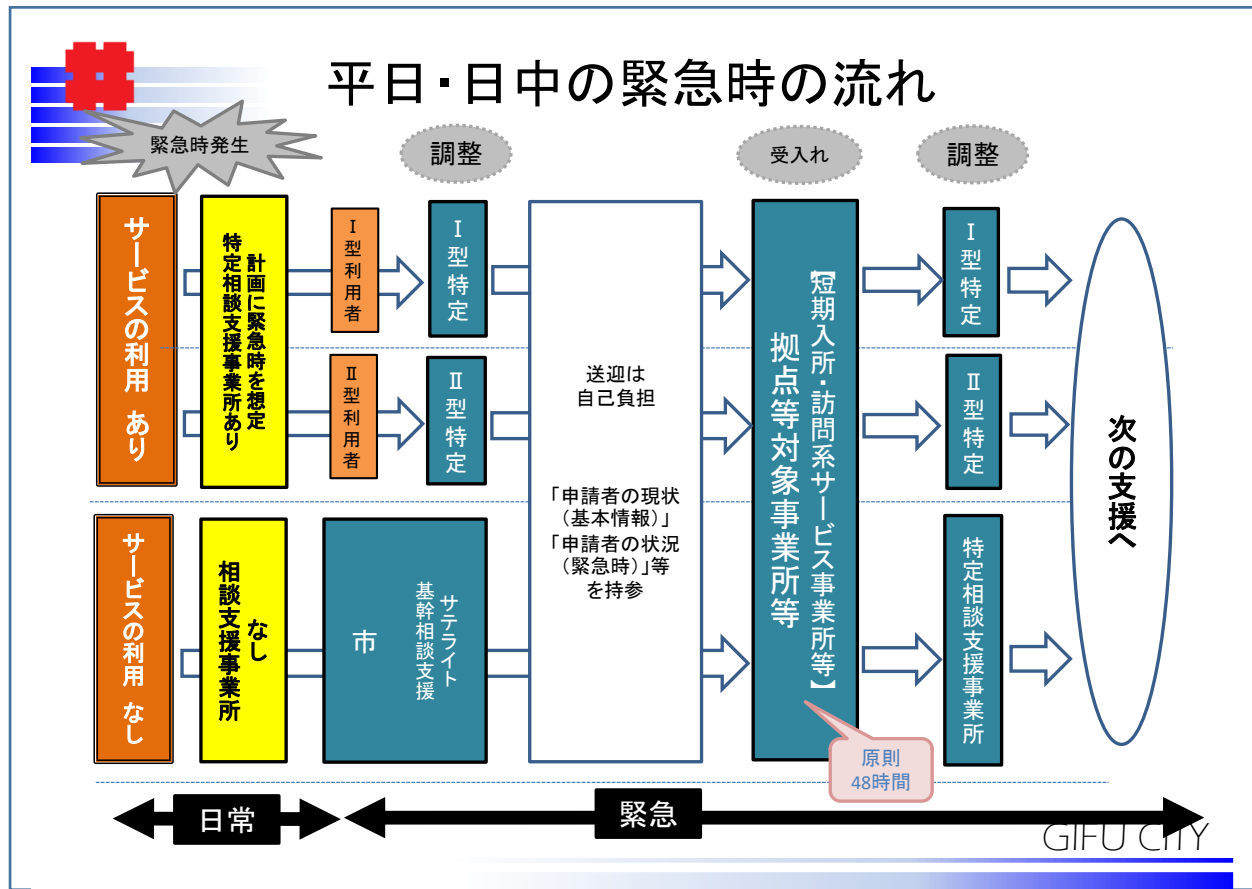
(4) 専門的人材の確保・養成

医療的なケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う。

(5) 地域の体制づくり

地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

5 岐阜市における緊急時の対応



- I型特定相談事業所とは・・・夜間・休日に相談・対応可能な特定相談支援事業所
- I型利用者とは・・・I型特定相談支援事業所が計画相談を行っている利用者
- II型特定相談支援事業所とは・・・夜間・休日に相談・対応困難な特定相談支援事業所
- II型利用者とは・・・II型特定相談支援事業所が計画相談を行っている利用者



I型特定利用者の緊急時の場合

日中:通常通り対応
夜間・休日: I型が調整 → 拠点対象事業所 受入事業所 → I型が調整 → 次の支援

II型特定利用者の緊急時の場合

日中:通常通り対応
夜間・休日:市が調整 → 拠点対象事業所 受入事業所 → II型が調整 → 次の支援

相談支援事業所がない利用者の緊急時の場合

日中:市が調整
夜間・休日:市が調整 → 拠点対象事業所 受入事業所 → 市が調整 → 次の支援

「申請者の状況」を作成、受入事業所へ渡す(事前作成できるとよい)

GIFU CITY

※ I型・II型の分類は、岐阜市における地域生活支援拠点等の整備における取り扱いです。

上記の定義に基づく緊急時の対応

【I型利用者】

- ・短期入所事業所等の受け入れ事業所との調整をI型特定相談支援事業所が行います。

【II型利用者やサービス未利用者】

- ・緊急時の対応が必要になった時、市役所代表番号(058-265-4141)へご連絡いただき、守衛に伝言をしていただければ、市(障がい福祉課)で対応します。
- ・受け入れ先への送迎に関しては、基本利用者の自己負担と考えております。
- ・拠点等対象事業所での受け入れに関しては、原則48時間とします。
- ・休日・夜間対応後のサービス調整については、II型利用者に関してはII型特定相談支援事業所で次の支援へつなげていただきます。サービス未利用者に関しては、障がい福祉課・地域保健課・基幹相談支援サテライトから特定相談支援事業所へつなぎ、サービス調整をします。

6 緊急時を見据えた事前準備

緊急時の支援が見込めない世帯等、緊急時を見据えて事前に準備しておくことが大切です。緊急事態に陥った場合であっても迅速に対応できるように「申請者の現状(基本情報)」・「申請者の状況(緊急時)」を適宜作成していくことが必要です。

サービス利用している方については、令和3年4月よりサービス更新時等に特定相談支援事業所より岐阜市へ提出いただくようご協力をお願いしています。

申請者の現状(基本情報)

作成日	相談支援事業者名	計画作成担当者
-----	----------	---------

1. 概要(支援経過・現状と課題等)

--

2. 利用者の状況

氏名	生年月日	年齢
住所	電話番号	
	FAX番号	
障害または疾患名	障害程度区分	性別 男・女
家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入		社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)
生活歴 ※受診歴等含む		医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等
本人の主訴(意向・希望)		家族の主訴(意向・希望)

3. 支援の状況

	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援 (障害福祉サービス、介護保険等)					
その他の支援					

申請者の状況(緊急時)

作成日: 年 月 日

※「緊急時」とは、普段、親等の支援に居宅で生活することができた者が、支援を行う者の疾病等により不在、その他やむを得ない理由により、居宅で生活することができない場合であり、支援が当日又は翌日に必要な場合をいう。(本人の病状悪化時等は除く。)

本人氏名:

代筆者氏名:

続柄

親等
本人を介護
していた方

下記の記載内容について、緊急時に各関係機関に提示することの同意します。

主たる介護者の状況	(フリガナ)	氏名	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	続柄	
	同居の有無	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	職業	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()	健康状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪い ()	心身障害	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 程度 ()	
緊急連絡先	介護負担度	<input type="checkbox"/> 過重 <input type="checkbox"/> 中程度 <input type="checkbox"/> 比較的軽い	その他	{ }					
	優先順位	氏名	続柄等	電話番号(つながりやすい番号)	住所				
	①	緊急連絡先は、主たる介護者以外(別居を含む)の緊急連絡先(例えば兄弟姉妹、叔父叔母等)を記載							
	②								
	③								
利用者の状況	【医療】								
	● 定期通院医療機関 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし								
	番号	医療機関名	診療科	電話番号					
	①	本人のかかりつけ病院がある場合は記載							
②									
③									
● 薬の自己管理 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 定期服薬なし									
↓ (現在の状況:)									
お薬手帳の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし									
服薬しているものに○を付ける		処方医療機関 (上記の定期通院医療機関の番号を記載)			備考				
定期薬	朝	食前			薬の服用の仕方等 配慮がある場合は記載				
		食後							
	昼	食前							
		食後							
	夕	食前							
食後									
ねる前									
頓服									
【障がい特性】									
(該当するものに✓してください)									
● 身体面									
<input type="checkbox"/> 四肢欠損		部位 ()							
<input type="checkbox"/> 麻痺		部位 (<input type="checkbox"/> 右上肢 <input type="checkbox"/> 左上肢 <input type="checkbox"/> 右下肢 <input type="checkbox"/> 左下肢)							
<input type="checkbox"/> 医療的ケア		<input type="checkbox"/> 呼吸器 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> カテーテル <input type="checkbox"/> モニター							
<input type="checkbox"/> その他 ()									
● 精神面									
<input type="checkbox"/> てんかん		→ 服薬コントロール <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可							
		(備考:)							
<input type="checkbox"/> 強度行動障害		{ }							
<input type="checkbox"/> 幻覚・妄想		→ 服薬コントロール <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可							
<input type="checkbox"/> 自傷・他害		{ }							
● その他 配慮を要する事項 (アレルギー、関わり方など)									
		{ 薬・食物等のアレルギーがある方は必ず記載 }							
備考	本人のこだわり等のほか、家族への配慮事項、現在利用しているサービスやサービス事業所名等、可能な限りで構いませんので、ご記入をお願いします。								

7 岐阜市地域生活支援拠点等整備のこれまでの取り組み

協議日時・場所				協議内容	出席
平成30年	9月	岐阜市障害者総合支援協議会	第6回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等について【初版】 ・地域生活支援拠点等の好事例集 ・地域生活支援拠点等に係る加算について ・岐阜市の現状と課題 ・岐阜市の方針（案） ・意見交流 	関係機関 13カ所 特定相談支援事業所 11カ所 基幹相談支援サテライト 4カ所
				各法人に向け「地域生活支援拠点等整備についてのアンケート」を実施 【相談支援】 【施設入所】 【短期入所・宿泊型自立訓練】 【共同生活援助】	障害者支援施設 5カ所 短期入所事業所 10カ所 宿泊型自立訓練事業所 2カ所 共同生活援助事業所 18カ所 特定相談支援事業所 30カ所 基幹相談支援サテライト 4カ所
平成30年	12月	岐阜市障害者総合支援協議会	第9回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市地域生活支援拠点等整備についてのアンケート結果報告 ・岐阜市地域生活支援拠点等整備に向けた課題と課題解決に向けた取り組み（アンケート結果から見る岐阜市の課題と検討ワーキング協議の進め方・ポイント） 	関係機関 10カ所 特定相談支援事業所 14カ所 基幹相談支援サテライト 4カ所
				ワークシート（短期入所事業所へのアンケート）を実施 ①短期入所の稼働率・職員配置等、事業所の実情 ②緊急時の受け入れ要請があった場合の対応・年間件数 ③未利用から急遽利用の申し入れがあった場合の対応 ④満床の対応 ⑤障がい種別毎の整備の必要性 ⑥空床の確保料、人員の確保料の積算	
平成31年	1月	検討ワーキング（緊急時の受け入れ・対応①）	<ul style="list-style-type: none"> ・各短期入所事業所の実情を聞きながら、課題について協議 	短期入所事業所	
	1月	検討ワーキング（緊急時の受け入れ・対応②）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の受け入れ・対応事業所の選定 ・未利用者への対応（1障がいにつき1事業所を整備） 	短期入所事業所	
	2月	検討ワーキング（相談①）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の定義 ・障がい種別毎の対応 ・緊急対応（24時間365日）の必要性 ・緊急時のリスクを軽減するための事前準備 ・緊急時の流れ 	特定相談支援事業所 22名	
				ワークシート（相談支援専門員へのアンケート）を実施	特定相談支援事業所 26カ所 （相談支援専門員 44名から回答）
平成31年	3月	検討ワーキング（相談②）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談対応の体制 緊急相談対応の流れ 拠点等事業所としての登録について ・意見交換（グループワーク） 	特定相談支援事業所 15名	
	3月	相談支援専門員を対象とした学習会	事例検討を通して「緊急相談・緊急対応のあり方」に関するアンケートを実施	特定相談支援事業所 19カ所（23名） 基幹相談支援サテライト 3カ所（3名） 障害者生活支援センター 1カ所（2名）	
	3月	検討ワーキング（体験の機会・場）	<ul style="list-style-type: none"> ・GHへの地域移行の必要性 ①GH1室確保することの妥当性 ②GH空き部屋等の情報提供 ・一人暮らしへの地域移行 ・事例発表 	宿泊型自立訓練 1カ所（2名） 共同生活援助事業所 2カ所（3名） 特定相談支援事業所 16カ所（17名） 基幹相談支援サテライト 3カ所（3名） 地域活動支援センター 1カ所（1名）	
	3月		障がい者関係団体からの意見聴取		
令和2年	9月	岐阜市障害者総合支援協議会	第1回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時スムーズに対応するための情報をまとめた書式（案） ・意見交換（グループワーク） 	短期入所事業所 4カ所 特定相談支援事業所 12カ所 基幹相談支援サテライト 4カ所
	12月	岐阜市障害者総合支援協議会	第4回 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市における緊急時の相談の流れ（休日・夜間の緊急時の流れ） ・申請者の状況（緊急時）書式（案） ・地域生活支援拠点整備に係る加算について ・地域生活支援拠点等事業所の登録について 	短期入所事業所 4カ所 特定相談支援事業所 20カ所 基幹相談支援サテライト 4カ所

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

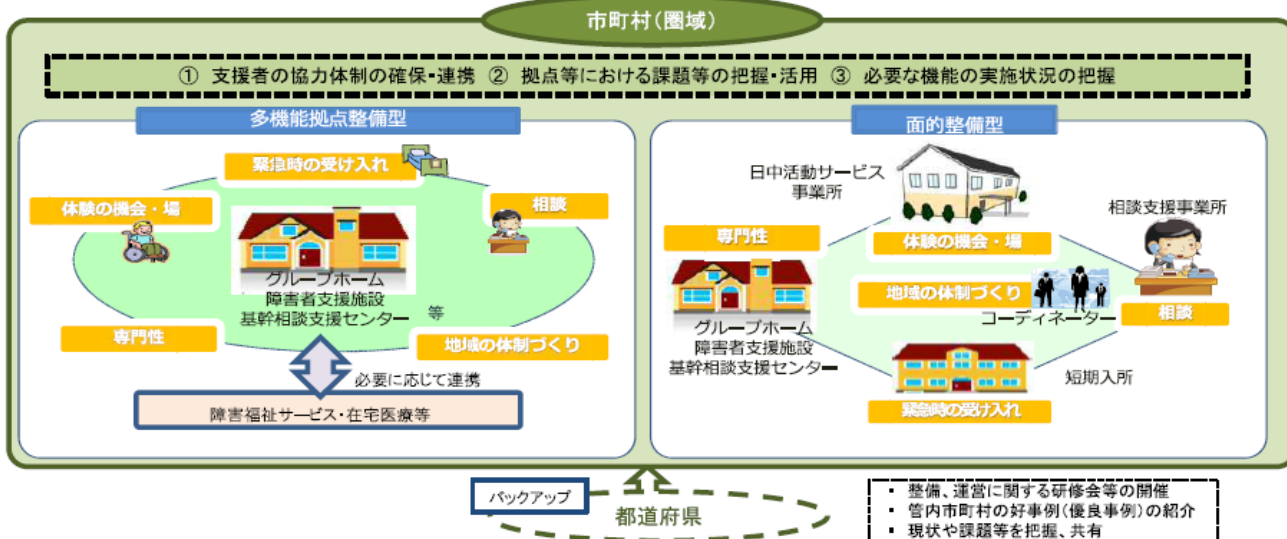
※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容 (訪問系部分抜粋) 令和3年2月4日

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間)

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) **地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実に図るための加算の創設**
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し(スコア方式の導入)
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し(報酬体系の類型化)
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設((3)も同様)
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底(委員会開催、指針の整備、訓練の実施)
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化(業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施)
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化(訓練に当たっての地域住民との連携)
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
 - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用(再掲)
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続(就労継続支援A型、放課後等デイサービス)

地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

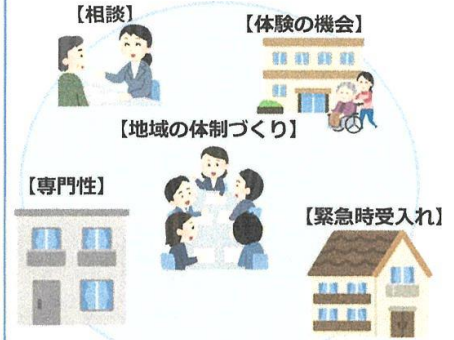
- 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

<地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- ・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

（参考）全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がありうる
 令和2年4月時点における整備状況 468市町村（うち、圏域整備：65圏域268市町村）
 令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

地域生活支援拠点等



緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

（参考）地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）
 （計画相談支援・障害児相談支援）地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月（月1回限度）
 （地域移行支援）障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

岐阜市地域生活支援拠点等の機能を担う事業者登録について

岐阜市総合支援協議会での協議等を通じて、訪問系サービス事業所を岐阜市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として位置付ける場合に想定される手続きは下記のとおりです。

※訪問系サービスにおける「緊急時対応加算 100 単位/回（月 2 回を限度）」については、報酬算定上は地域生活支援拠点等の機能を「担わない」場合でも算定は可能ですが、地域生活支援拠点等の機能を「担う」場合は、50 単位/回が加算されます。

1. 登録申請について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業者として市へ登録するためには、事業所の運営規程の変更及び地域生活支援拠点等としての登録申請が必要となります

申請内容を市で確認し、問題がなければ登録完了の通知（岐阜市地域生活支援拠点等登録決定通知書）を送付することになります。

2. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

地域生活支援拠点等としての登録完了の通知が届きましたら、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制様式）」を提出し、「地域生活支援拠点等区分」を「該当」とする変更を行っていただきます。

3. 登録情報の公表について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録した事業所の情報は、岐阜市のホームページ等で公表します。